

提案理由

1 付添人活動の意味

少年事件における付添人弁護士の役割は①適正な手続を確保し、少年の権利を擁護すること、②少年のパートナーとして揺れる少年に寄り添い、ともに悩み、少年の意思決定と意見表明を援助すること、③少年自身や少年を取り巻く環境に働きかけ、少年の要保護性を減少させて立ち直りを援助することである。

ここでいう要保護性とは、一般に、当該少年の資質や環境等に照らし、将来に再非行に至る可能性をさすところ、少年事件に取り組む付添人弁護士は、少年、保護者、友人、教員、あるいは雇い主と接触し、積極的に働きかけをして、少年が立ち直るための環境を整備し、再非行に至る可能性をなくするという役割が期待されており、この役割が、刑事弁護とは異なる少年付添人活動の大きな特色となっている。

ところで、社会における各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源は社会資源と呼ばれている。付添人弁護士は、少年の立ち直りのために社会資源を開拓していくことが期待されている。また、社会資源として、例えば学校と家庭が連携できればより少年のためにはプラスになっていくが、そのように各社会資源の間をつなぐ役割も担っているのである。

2 非行少年の立ち直りににおける学校の意義

ところで、学校制度の整備された我が国において、少年の多くは、小学校、中学校、高等学校等に通っている。

学校は、この年代の子どもたちにとって、成長して自立していくために必要な力を身につける場所であり、重要な教育の場所である。また、学校は、家庭の次に長い時間を過ごす場所でもある。ここで接する先生たちとの関わりや、他の子どもたちとの友人関係は、人格を形成していくにあたって極めて大きな影響を与えている。子どもたちにとって、自分の居場所としても大きな意味を持っているのである。

非行少年は、様々な形で学校現場に適応しにくくなったり、周りの人間関係から受け入れられていなかったり、場合によっては切り離されてしまったりしているが、そのようなときに少年が学校とどうかかわっていけるか、どうやって関係を修復していけるかといった問題は非行少年の立ち直りに極めて大きな影響を与える。

3 学校における教師の対応の困難さ

学校においては、ひとたび就学中の少年に問題行動が起こった場合、多くの場合、担任や生徒指導主事をはじめとする多くの先生たちが、校内校外を問わずに日夜奔走し、献身的に少年の更生並びに心身の発達及び進路に応じた教育活動を行っている。

しかし、近年において個人情報の取扱いやプライバシーの保護が重要視されるようになったこともあり、学校の先生が少年の家庭の問題に深く関わるのが困難になってきているし、各学校間での少年の問題行動についての情報を相互に共有しにくくなっている。

少年に対する指導の過程で、少年が属する家庭・保護者意見がぶつかるなどしてトラブルになることも少なくないが、本来的に教育機関である学校及び一般生徒への指導等日常の業務に追われる教員の活動では時々刻々変化する状況に十分に対応しきれないケースも散見される。

また、少年の問題行動が刑罰法規に触れるような場合、少年司法に関わる手続には、警察、裁判所、児童相談所、児童自立支援施設、児童保護施設、少年院等所轄官庁が異なる多数の機関が関与し、個々の学校・一教員の努力では、ノウハウのなさから適切なかかわり方ができず、社会資源としての機能を果たすことが難しいケースもある。

4 付添人弁護士が学校で活動することの困難さ

付添人弁護士は、これまで少年の立ち直りのためには少年と学校との間で適切な関係が必要だと考えてきた。非行によっていったん学校から離れてしまった少年をスムーズに学校生活に復帰させるために、学校に足を運んで校長や担任と何度も話し合ったり、保護者から学校とのかかわり方について相談を受けたり、少年自身に学校生活での問題点を考えさせるといった活動を続けてきた。その活動は一定の成果を上げてきたとも自負している。

しかし、こういった付添人弁護士の活動はまだまだ一般には周知されていない。多くの学校の先生たちは、非行のケースに接することがさほどなく、その中で付添人弁護士と接することはさらに少ない。その状況の中で、弁護士が学校に関わることになると、何か学校の不備を問われるのではないかと、法的な責任を追及されるのではないかとといった懸念から学校側が防衛的になってしまい、良好な関係を築くことができず、少年のために十分な話し合いや連携がとれないということも往々にして経験してきたところである。

逆に、付添人弁護士の側も、学校現場について十分な理解があるわけではないし、もちろん教育の専門家でもない。時には、少年の権利を守ろうとするあまりに、学校側に到底受け入れられない要求をするなどして無用の感情的対立を産んできたことがあることも否定はできないであろう。

5 学校と付添人弁護士の連携の必要性

教育機関である学校と司法に関わる付添人弁護士では、立場の違いはあれども、少年事件に関わる当事者として、問題を抱えた少年に寄り添い、様々な障害を乗り越えて、少年が健やかに育つような環境を整えたいという気持ちは付添人弁護士も教育機関である学校・教員も共通である。だからこそこれまで、一部の熱心な先生たちと、熱意のある弁護士の間では、そういう共通理解のもとに協力関係を作ってきたのではないだろうか。

両者がもっと広くお互いを理解し合っていけば、学校が対応できない法的な問題や深刻なトラブルの場面について付添人弁護士が広く援助することができるし、付添人弁護士が対応できない学校現場での細やかな対応を先生たちにしてもらおうといった方法で、相互の足りないところを補完していくことができる上に、単独では解決できなかった問題を解決するきっかけを見いだしていくことができるはずである。

これにとどまらず、さらに付添人弁護士が、少年の帰る場所である学校を中心として、家庭、地域社会、児童相談所・児童自立支援施設・警察・家庭裁判所などの、少年を取り巻く各社会資源の架け橋になることができれば、学校をより力のある社会資源へ後押することとなり、ひいては、少年の健やかな成長に繋がっていくことになるものと信じる。

6 結語

上記の点を実現させるために、各弁護士会においては、個別ケースにおける付添人弁護士と学校とのかかわりだけでなく、平素から協力関係を作っていくためのかかわりを持つべきである。

例えば、学校との間で定期的に非行少年への援助についての協議会を行ったり、各弁護士

会で行っているケース研究会に学校の先生達の参加を募ったり、個別の事件において学校に関係者を集めてケース会議を行うなどして、相互理解を深める機会をできるだけ多く設定し、より適切に連携していくための土壌を作っていくべきである。

そこで、我々弁護士は、少年事件における新たな挑戦として、付添人弁護士が学校と協力し、学校と少年を取り巻く様々な社会資源の架け橋となり、その活動を充実させていくことをここに宣言する。